

知っておきたい

市・県民税



問合せ
市民税課 ☎ 33-4107

熊本地震の被災による 個人市県民税の減免について

熊本地震により被害を受け下記の基準に該当される人は、平成28年度の個人市県民税の減免措置を受けることができる制度があります。減免措置を受けるためには、平成29年3月31日までに減免申請書を提出する必要があります。

【居住する住宅が被害を受けた場合】

居住する住宅が被害を受けた場合、平成27年中の合計所得金額（1000万円以下）と損害の程度によって平成28年度の個人市県民税が減免されます。

必要書類

- ・減免申請書
- ・（固定資産税・市県民税・国保税減免申請書）
- ・り災証明書
- ・印鑑

※同一世帯以外の人が代理申請をされる場合、代理人の身分証明書と委任状をご持参ください。

損害の程度	半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき
平成27年中の合計所得金額	軽減または免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
750万円以上	8分の1	16分の3	4分の1

損害の程度＝り災証明書の被害程度により判定

事業者、自営業の皆様へ

マイナンバー制度の施行により、給与支払報告書の提出や特別徴収関係の申告・届出に関して、法人番号（マイナンバー）および従業員やその扶養者の個人番号（マイナンバー）の記入が必要となりますので、ご準備をお願いします。

記入が必要となる時期は手続きにより異なりますので、ご注意ください。

個人市県民税における公的年金特別徴収制度の見直し

1 特別徴収税額（翌年度仮徴収税額）の算定方法の見直し

一年間の特別徴収税額の不均衡を解消するため、平成28年10月1日以後の仮徴収税額を「前年の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とする」こととされました。

2 転出した場合における公的年金特別徴収の継続

これまでは賦課期日（1月1日）以後に他市町村へ転出した場合や、特別徴収税額に変更があった場合には、公的年金からの特別徴収は停止され、普通徴収（自主納付）に切り替えていましたが、平成28年10月1日以後は、「転出や徴収税額に変更があった場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続する」こととされました。

◆平成28年熊本地震により被害を受けられた人へ

この度の震災により、住宅や家財などに損害を受けられた人は、雑損控除をはじめとした所得税（住民税）の軽減などの措置を受けられる場合があります。

そのため、税務署では、所得税（住民税）の軽減などの手続が必要と見込まれる人を対象とした事前の雑損控除計算書作成会などを実施しています。

平成28年分確定申告期（平成29年1月から3月）においては、多くの相談者が来場され、所得税（住民税）の軽減などの相談による混雑が予想されますので、事前の相談をお願いします。

◆平成28年分の確定申告書などには個人番号の記載が 必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成28年分の確定申告書などにはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。

なお、マイナンバー（個人番号）を記載した確定申告書などを税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認を行うときに使用する書類の例】

例1:マイナンバーカード（個人番号カード）の表面と裏面の写し【番号確認と身元確認書類】

例2:通知カードの写し【番号確認書類】＋運転免許証または公的医療保険の被保険者証の写し【身元確認書類】など

※詳しくは熊本国税局のホームページ（www.nta.go.jp/kumamoto）をご覧ください。八代税務署にお問い合わせください。

問合せ 八代税務署 ☎ 32-3141

※自動音声案内